

## 新型コロナウイルス軽症者等の宿泊療養施設の募集について

都は、新型コロナウイルス感染症陽性者のうち、入院治療が必要ない軽症や無症状の方々（以下「軽症者等」という。）の療養のための療養施設を開設してきました。

しかしながら、今後も新型コロナウイルス感染症陽性者の増加に備える必要があるため、都が要請した場合、速やかな宿泊療養施設の開設にご協力いただける事業者の皆様を募集します。

### 1 公募内容について

#### (1) 宿泊療養施設の要件（必須項目）

- 都内に所在地を有し、区部においては1棟200室以上、多摩地域においては1棟100室以上の物件で1棟貸しができること。
- 各居室には、トイレ、入浴設備、手洗設備、冷暖房設備、内線電話、テレビ、冷蔵庫が設置されていること。
- Wi-Fi等の無線によるインターネット環境が整備されていること。
- 館内にエレベーターが2基以上あること。
- 館内放送設備があること。
- 各居室においてアメニティ、ドライヤー、ポットの提供が可能であること。
- ホテル従業員が宿泊療養施設の運営に参加いただけること。（これらに係る費用は都側で負担いたします。）もしくは運営に参加できない場合は外部業者が運営に関わることを認めること。

#### (2) 運営上の留意点

- 宿泊療養施設の建物維持管理については、事業者側で行っていただきます。（建物維持管理に係る費用は、都側で負担いたします。）
- パーティーや目張り等による事前工事及び原状回復工事については、事業者側で行っていただきます（当該工事に係る費用は都側で負担いたします。）。
- 近隣の企業及び住民等に対する説明が必要な場合は、原則として、都と協働して行っていただきます。
- 覚書締結から開設準備までの期間については、通常どおり、ホテル営業をしていただくことを考えており、都側の費用負担は想定しておりません。
- 開設要請から開設までの準備期間において、宿泊者や予約者の他の宿泊施設への移動等は事業者側で行っていただき、費用負担が生じた場合は事業者側で負担していただきます。

#### (3) 使用料等

具体的な金額は、都と事業者において別途協議の上、決定することとします。ただし、借上室料については1泊1万円（税込み）とします。

#### (4) 使用期間

受入開始日より最低3か月間（オリンピック・パラリンピック大会開催期間中を含むこと）

（感染者数の状況により、期間の延長をさせていただく場合もございます。）

#### (5) その他

医療スタッフの配置等医療体制に係る運營業務は都側で行いますが、ホテル従業員が宿泊療養施設の運営のうち、防護服着用の上、軽症者等の居住ゾーンに入る業務（食事の提供等）にご協力いただければ幸いです（これらにかかる費用は、都側で負担いたします。）。

詳細については、個別に調整させていただきます。

## 2 応募について

### (1) 受付期間

令和3年4月15日（木曜日）から5月7日（金曜日）まで

### (2) 応募方法

応募フォームの【必須項目】、【あれば望ましい項目】、【その他確認項目】、【運営上の留意点】の各項目に回答していただくとともに、以下の①～③について、必要事項を記入の上、送付先のメールアドレスへお送りください。なお、複数の宿泊施設を応募対象とする場合は④に施設名等を記入してください。

① 事業者名、住所、担当者名、連絡先（電話番号・メールアドレス）

② 提供可能な宿泊施設名、所在地、棟数と居住数、宿泊施設 Web サイト URL

※宿泊施設のフロア図面等がありましたら、併せてお送りください。

③ 自由意見（何か提案がございましたら御記入ください。）

④ 複数施設応募用の記入リスト（複数の宿泊施設を応募する場合）

【送付先】福祉保健局感染症対策部事業推進課 S0415103@section.metro.tokyo.jp

※1度に送付できる容量は3MBまでです。

【問合せ先】福祉保健局感染症対策部事業推進課宿泊施設担当 03-5320-5976

※お手数ですが、メールでのお問合せをお願いいたします。ただし、メールが送信できない等の特段の事情がある場合は、上記【問合せ先】までご連絡ください。

なお、受付時間は平日9時から17時までとさせていただきます。

## 3 選考について

○上記1（1）から（4）までの全ての要件に合致する事業者の中から選考を行い、候補となった事業者については、宿泊療養施設として活用の可否を判断するため、現地にて施設・設備を確認させていただきます（現地確認は受付期間中でも行うことがあります）。

○現地確認の結果、宿泊療養施設として活用可能と判断した事業者については、覚書を締結

させていただきます。なお、覚書の有効期限は令和3年度末とし、宿泊療養施設の開設は感染者数の状況次第になりますので、直ちに開設するとは限りません。

○応募いただいた事業者については、順次選考を行い、郵送にて結果をお知らせします。